

平成 29 年 12 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 12 月 20 日（水）

午後 3 時 20 分～午後 4 時 00 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 29 年 12 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 29 年 12 月 20 日（水） 午後 3 時 20 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：（14 人）

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治			
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸	
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛	
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆	
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子	

（推進委員：4 人） 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 12 番 土川浩子委員 14 番 浦 いせ子委員
- 第 2 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく平成 29 年度第 5 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 3 議案第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 29 年度第 6 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 4 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定の基づく所有権移転について
- 第 5 その他
 - ・平成 30 年 1 月の総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

~~事務局長 中村 慶幸~~
係長 山元 忍
~~書記 岩坪 百合~~

7. 議事参与制限 松山会長 4 番 江川克彦委員 12 番 土川浩子委員
14 番 迎広子委員
木村一夫推進委員 筒井正美推進委員
(議案第 27 号 議案第 28 号)
10 番 北野長義委員 (議案第 29 号)

8. 会議の概要

山元係長： 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成29年12月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。

今年もあと10日余りとなり押し詰まってきました。今年の総会も、本日が最後となります。先程も事務局からありましたように、事務局長は出張ということで本会議には出席することはできませんがよろしく願います。それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、12番 土川浩子委員 14番 浦いせ子委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成29年度第5回農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

山元係長： それでは議案第27号について説明いたします。

この議案については、松山委員、江川委員、土川委員、迎委員、木村推進委員、筒井推進委員は、議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<松山委員、江川委員、土川委員、迎委員、木村推進委員、筒井推進委員 退席>

山元係長： 会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の小崎委員にお願いしたいと思います。

<小崎会長職務代理者は会長席へ 移動>

山元係長： では議案第27号です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成29年度第5回農用地利用集積計画の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成29年12月20日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

集積計画については別紙のとおりということで、次ページ以降を2枚開いていただきまして、一覧表がございますけれども、賃貸借による権利が田畑合計で26筆の21,465㎡でして、使用貸借による権利が無償の分で田畑合わせて151筆の199,705㎡になります。合計で田畑

両方合わせまして、177筆の221,170㎡という形であがってきております。詳細な筆の情報につきましては次ページ以降に載せておりますけれども、177筆ありますので読み上げることはいたしません。相手方は全て長崎県農業振興公社の濱本磨毅穂様になっておりますので、中間管理機構に基づく設定になっております。期間としましては29年12月31日から40年2月9日、それから35年2月9日という形になっております。

次の議案28号に続く分でありますけれども、中間管理事業に基づく利用権設定になります。この中に先程、合意解約をしていただいた分も13筆、中に入っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

小崎代理： 議案第27号について何かご意見ありましたらお願いします。
何もなかったら承認ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

小崎代理： それでは異議なしということで承認いたしたいと思います。

続きまして、日程第3 議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく平成29年度第6回農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

山元係長： では、議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく平成29年度第6回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議付す。平成29年12月20日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

配分計画（案）につきましては、別紙のとおりということで付けておりますけれども、先程の第27号の筆数と合致をいたします。筆数総計177筆の221,170㎡につきましては、先程の27号の審議の中で中間管理機構への利用権が設定されることになります。

こちらにつきましては、中間管理機構からお手元の資料の右側の方に出し手の名前が書いてあるかと思っておりますけれども、受け手の方への利用権設定がなされる分の審議になります。それぞれの筆の部分につきましてはお目通し願えればと思っておりますので、説明は割愛させていただきます。

こちらも中間管理事業の部分になってきますので、ご審議の方お願いいたします。

小崎代理： それでは、議案第28号について何かご質問のある方はお願いいたします。

ありませんか。何もなかったら、議案第28号を承認するというでよろしいでしょうか。

<異議なし>

小崎代理： ありがとうございます。議案第28号の計画（案）について承認することにいたします。

<松山委員、江川委員、土川委員、迎委員、木村推進委員、筒井推進委員 入室>

小崎代理： ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<小崎会長職務代理者は自席へ移動、松山会長と交代>

山元係長： ありがとうございます。では会長にお戻しいたします。

松山会長： 続きまして、日程第4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定の基づく所有権移転についてを議題といたします。事務局長より説明をお願いします。

山元係長： 議事に入ります前に、本議案は北野委員本人さんの議案になります。北野委員は議事参与制限にかかりますので、退席をお願いいたします。

<北野委員 退席>

山元係長： それでは、説明をさせていただきます。

議案第29号 農地法第3条第1項の規定の基づく所有権移転の許可申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成29年12月20日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

農地の所在につきましては、班島郷字班島◇◇◇番◇、地目は畑でして、面積は◇◇◇㎡になります。譲渡人は、福岡県筑紫郡那珂川町今光◇◇丁目◇◇番地 ○○○○さんです。昭和40年生まれ 52歳です。譲受人は、小値賀町班島郷◇◇番地 ●●●●さんです。昭和27年生まれ 65歳になります。譲受前耕作面積が35,877㎡、譲受面積が850㎡、譲受後耕作面積が36,727㎡になります。譲渡・譲受の理由として、譲受人の規模拡大ということで売買による所有権移転の申請になっております。当農地につきましては、先程、現地で確認していただきましたとおりでして、適正に耕作されている状態になっております。譲受人の●●さんについては、以前、農地法第3条第2項について勉強会をさせていただきましたが、受ける方につきましては、その方が適正に農地を耕作することができる農業者であるかないかというところが一点です。また50a以上の農地を所有、または借受をされている方かという点、その2点を満たされる方かどうかというところになります。その辺の、所有権移転・賃借権にかかる要件に事務局としましては、この件について、十分、満たしていると判断できるかと思っておりますので、許可相当の案件かと認識しています。ご審議の方、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

松山会長： ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご審議はありませんか。その他ご質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

松山会長： 異議なしという声がありましたが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。許可することといたします。

<北野委員 入室>

松山会長： 続きまして、日程第5 その他について、事務局からお願いします。

その前に、大久保推進委員、何かありますか。

大久保推進委員： 10月か11月に合意解約があったかと思いますが、その合意解約があった地主がその畑に行ってみると木が生えて荒れていたそうです。それは、■■■■かわからないですが、貸した分でそれをあげられてきて、自分で作ろうか貸そうかで見に行くと、木が生えていた状態でした。川久保委員と一緒に見に行きました。こういう場合、どう対応したらいいのでしょうか。

山元係長： 10月に合意解約した分ですか。

大久保推進委員： 10月か11月に合意解約であがった分かと思います。

山元係長： どなたのですか。

大久保推進委員： □□□□さんです。木は2・3年切っていないかと思います。

山元係長： どのあたりの農地ですか。

大久保推進委員： ごみ焼却場に行く三差路か四差路のところですか。ニワトリ小屋があるところの右側の長い畑です。

山元係長： 防風林の脇の畑ですか。

大久保推進委員： なぜ、農業委員会が合意解約の許可をしたのかと言われました。それは、一つ一つの確認はしないと言いました。

山元係長： 合意解約事態は、荒れている荒れていないというのは…

松山会長： 解約は、個人と個人の両方で納得して解約するものです。勝手に合意解約することはできません。

大久保推進委員： もう一件見に行ったのですが、何かブロッコリーを作ったままで荒れっぱなしで、そのままになっています。

山元係長： それも、同じ□□さんのですか。

大久保推進委員： それは、新規就農者の△△さんのです。

山元係長： それは、道の段の上のところですね。

大久保推進委員： そのまま、次の人にお願いしますと言っても困ります。

松山会長： 私の話になりますが、私もそのような格好で浜津の方で畑を作って欲しいと言われました。もう2年くらい作っていません。ピーナツを作ったまま荒れたままになっていました。私もするつもりはなかったのですが、草を払って欲しいと言われたので、牛の草を刈るモアで払ったら何もなくなりました。すると、知らないうちに中間管理機構と契約をしたようにされていきました。そして、私の場合は■■■■の方に「あなたたちがしてください、そうしないと解約します」と言いました。

木村推進委員： だいたい考えがなっていない。返すのならきちんと綺麗にしてから返さないとイケません。普通の人はそうしています。

大久保推進委員： 言っているのか、いけないのか…

前田委員： 木村推進委員が言うように、貸し借りをした人は納得してしたってものの、そのまま返すというのは…。こういう状況で畑を綺麗に混ぜてきちんとして返してもらわないと、対応してと言われても対応できません。前、作っていた方が、それだけの責任を持って畑を荒れさせたのなら、草払いをしてこれであげますとしてもらわないと、こちらに来て対応してと言われても対応できません。

合意解約をしたと言いますが、合意解約をして返す人の気持ち、人間性です。一般常識です。きちんとして返さないと、それが大人のマナーです。

大久保推進委員： 例えば6月解約という期間があってその間に雑草が生えて、成立したのがこの時だとしたら時間がありますが、あの場合はどうなるのですか。

前田委員： それは返した人の責任です。合意解約をする方は綺麗にして返しましたと…。期間が経って草が生えた分に関しては、返してもらった方の責任です。

松山会長： 農業委員会としては、事務局で今確認しましたが、合意解約は議案としてあがってくるのではなく、報告事項ということであがってきているかと思います。農業委員会も現地として確認しませんし、そういう形でできましたということの報告事項で、この会議の中で行っております。その旨、本人同士で話をしてもらわないと、農業委員会からもこうして欲しいと言えません。

山元係長： 委員会として■■■■の方に、文書で指導することは可能かと思います。こういうようなことで委員に相談が来ていますと。現地を確認したところ、雑草が生えた状況ですので、先程から言うように一般常識の範囲になりますので、その部分で農地を借りて返すのであれば、返す時にしっかり綺麗にしてから返しなさいというのは、指導として農業委員会としては、農地を守る部分というのはできる部分ですのでそれはできるかと思います。ただ、審議の前に解約は報告になりますので、許可をするしないの問題ではないものですから、議案としてところで農業委員会は何故許可をしないのかという話にはならないのですが、後の話としてそういう相談があったので、委員会として文書でしっかり■■■■の方に、こういう相談が来ていますと、出すのはできるかと思います。

松山会長： こういう案件があがってきていますという指導という形で流すのはできるかと思います。□□さんの農地の件については、本人に確かめた方がいいかと思います。今言うように、返されて時間も結構経ってから荒れているからどうかして欲しいと言われても…。

山元係長： 確か、この農地はハウス用地でどうかということ借受をしました。そのあとが、何も手を付けていないかと思います。

大久保推進委員： ■■■■の○○○○さんに聞いたら、3年ぐらいは綺麗にしていたそうです。

山元係長： ロータリーしてですか。

大久保推進委員： いいえ、ロータリーしないで綺麗にしていたのですが、そのあとはした覚えはないそうです。

松山会長： 今は、中間管理機構が借り受ければ3年間は借り手が見つかるまでは片付けるという条件です。借り手がいなかったら返しますということですので、3年間は荒らしてはいけません。もしそういうことであれば、農業委員会としては指導ということだと思います。本人からあがってきた場合には、案件があがってきていますので指導いたしますというような形で、文書で出した方がいいかと思います。

大久保推進委員： 今から少しずつ出てくるかと思います。結構、手の回らない方もいます。借りたものは綺麗にして返さないと次が困ります。

松山会長： この件についてはよろしいでしょうか。

山元係長： よろしいですか。委員会として文書で■■■■に出しますか。

松山会長： 文書で出すと言いますか、本人からあがってこない限りはですね。

山元係長： 本人から相談があった案件ですよ。本人から相談のあった案件を、今ここで審議をして決めて出していいかと思います。

松山会長： 本人から相談があって委員が見に行き、そういう荒れている状況でしたら指導ということで意見書を出すことでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

山元係長： あとで事務局と地区の委員と一緒に現地を確認したいと思います。

松山会長： その他、事務局からはありませんか。

山元係長： 農協からは特に情報などはございません。

松山会長： 土地改良区からは何かありませんか。

筒井推進委員： 明日から農地中間管理事業の地区別説明会を行う予定にしています。日程につきましては、各地区の理事から連絡があったかと思っています。ご協力の程よろしく願いいたします。

前田委員： 一つお尋ねします。10月の総会の時に、今の集積や中間管理機構などの問題に付けて、各農家にアンケート調査をして把握できるように、私たちが任期の期間中に実施するという話はやるのですか。

山元係長： 農地についての意向調査ですね。12月26日が営農組合長会議という通知をいただいておりますが、それに合わせて、毎年、農家台帳の確認調査をしていたかと思っています。以前ありました選挙の選挙人名簿の調査も含めてしていたのですが、これからは選挙人名簿の調査は行わないので、農家台帳を配る時に一緒に農地ごとに、ここは貸します、ここは自分で作っていきますというような形で、依頼しようかと思っております。

前田委員： 今度、地区で寄り合いがありますので、その時に、このような調査をしますと言った方がいいのではないかと思います。

山元係長： そのときに一声かけてもらえると助かります。12月26日の営農組合長会議の時に、その用紙を配るように準備します。

前田委員： 回収はいつですか。

山元係長： 回収は1月末かと思っております。

木村推進委員： 地区によっては寄り合いがありません。

山元係長： ないところはしょうがないです。記載例も一緒にお配りします。

松山会長： 意向調査はするようになっていきます。今、中村地区からありましたが、他地区で初寄りなどありましたら、説明など皆さんに周知ということでもよろしくお願いいたします。

次に来月の総会の日程についてです。認定農業者との意見交換会も行います。1月24日（水）でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

山元係長： 1時半から意見交換会を、終わり次第、総会を行いたいと思います。

松山会長： では、1月24日（水）の1時半から意見交換会を、終わり次第、総会を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは本日の総会は、これで終わりたいと思います。お疲れ様でした。